



温泉分析書

(鉱泉分析試験による分析成績)

申請者：(住所)五所川原市布屋町25

(氏名) ホテルサンルート五所川原
代表取締役社長 寺田春一

源泉名：布屋温泉

源泉所在地：五所川原市布屋町24

1. 採取地における調査および試験成績

- (1) 調査および試験者：衛生検査センター 畑井 忍
(3) 泉 温：58.8℃ (気温：-0.5℃)
(5) 知覚的試験：無色透明 塩味微収斂味無臭

- (2) 調査および試験年月日：平成17年3月9日
(4) 湧出量：測定不可 (動力揚湯)
(6) pH値：7.59

2. 試験室における試験成績

- (1) 試験者：衛生検査センター 坪谷 久志
(3) 知覚的試験：無色透明 塩味微収斂味無臭
(5) pH値：7.67
(7) 電気伝導率：16200 μ S/cm

- (2) 分析終了の年月日：平成17年3月29日
(4) 密度：1.0060 g/cm³ (20℃)
(6) 蒸発残留物：10.23 g/kg (180℃)

3. 試料1kg中の成分：分最および組成

(1) 陽イオン

成 分	ミリグラム (mg)	ミリ当量 (m val)	ミリ当量 (m val%)
リチウムイオン(Li ⁺)	0.3	0.04	0.02
ナトリウムイオン(Na ⁺)	3829.	166.6	94.02
カリウムイオン(K ⁺)	56.4	1.44	0.81
アンモニウムイオン(NH ₄ ⁺)	2.7	0.15	0.08
マグネシウムイオン(Mg ²⁺)	31.2	2.57	1.45
カルシウムイオン(Ca ²⁺)	128.4	6.41	3.61
アルミニウムイオン(Al ³⁺)	0.0	0.00	0.00
マンガンイオン(Mn ²⁺)	0.0	0.00	0.00
第一鉄イオン(Fe ²⁺)	0.7	0.03	0.01
陽イオン計	4049.	177.2.	100.0

(2) 陰イオン

成 分	ミリグラム (mg)	ミリ当量 (m val)	ミリ当量 (m val%)
フッ素イオン(F ⁻)	2.6	0.14	0.08
塩素イオン(Cl ⁻)	5878.	166.8	94.90
臭素イオン(Br ⁻)	17.2	0.22	0.12
ヨウ素イオン(I ⁻)	0.9	0.00	0.00
硫酸イオン(SO ₄ ²⁻)	282.9	5.89	3.37
リン酸イオン(HPO ₄ ²⁻)	0.0	0.00	0.00
炭酸水素イオン(HCO ₃ ⁻)	148.6	2.44	1.39
炭酸イオン(CO ₃ ²⁻)	7.5	0.25	0.14
—	—	—	—
陰イオン計	6388.	174.7	100.0

(3) 遊離成分

非解離成分

成 分	ミリグラム (mg)	ミリモル (m mol)
メタケイ酸(H ₂ SiO ₃)	42.7	0.55
メタホウ酸(HBO ₃)	55.6	1.27
非解離成分計	98.3	1.82

(4) その他微量成分

総ヒ素	0.021 mg/kg
銅イオン	<0.01 mg/kg
鉛イオン	<0.01 mg/kg
力ドミウム	<0.005 mg/kg
総水銀	<0.0005 mg/kg
亜鉛	<0.005 mg/kg

溶存物質(ガス成分を除く)：10.49 g/kg

溶存ガス成分

成 分	ミリグラム (mg)	ミリモル (m mol)
遊離二酸化炭素(CO ₂)	5.8	0.13
遊離硫化水素(H ₂ S)	—	—
溶存ガス成分計	5.8	0.13

成分総計：10.50 g/kg

4. 泉 質：ナトリウム-塩化物泉 (高張性弱アルカリ性高温泉)

平成17年 3月30日

登録番号 青森県第2号
青森市浪打一丁目16番1
社団法人 青森県薬剤師会
衛生検査センター
所長 頼家 徳 監

温泉分析書別表

- I 源泉名：木屋温泉
 II 源泉所在地：五所川原市木屋町24
 III 温泉分析申請者：ホテルサンルート五所川原 代表取締役社長 寺田春一
 IV 泉質：ナトリウム-塩化物泉（高張性弱アルカリ性高温泉）
 V 療養泉分類の泉質に基づく禁忌症、適用症は次のとおりである。

1 温泉の一般的禁忌症（浴用）

急性疾患（特に熱がある場合）、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中（特に初期と末期）

2 泉質別禁忌症

浴用の禁忌症	飲用の禁忌症
—	腎臓病、高血圧症、その他一般にむくみのあるもの、甲状腺機能亢進症のときはヨウ素を含有する温泉を禁忌とする。

3 療養泉の一般的適用症（浴用）

神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進

4 泉質別適用症

浴用の適用症	飲用の適用症
きりぎりす、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性婦人病	慢性消化器病、慢性便秘

5 浴用、飲用の一般的注意事項

〔浴用上の注意事項〕

- ①温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。その後は1日当たり2回ないし3回までとすること。
- ②温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適當とすること。
- ③温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり（湯さわり又は浴湯反応）が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- ④以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。
 - ア 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
 - イ 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
 - ウ 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない（湯ただれを起こしやす人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい）。
 - エ 入浴後は、湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
 - オ 次の疾患については、原則として高温浴（42℃以上）を禁忌とする。
 - （イ）高度の動脈硬化症 （ロ）高血圧症 （ハ）心臓病
 - カ 熱い温泉に急に入るとめまい等起こすことがあるので十分注意する。
 - キ 食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
 - ク 飲酒しての入浴は特に注意する。

〔飲用上の注意事項〕

- ①飲泉療養に際しては、温泉について専門的知識を有する医師の指導を受けることが望ましいこと。
- ②温泉飲用の1回の量は一般に100mlないし200ml程度とし、その1日の量はおおむね200mlないし1000mlまでとすること。
- ③強塩泉、酸性泉、含アルミニウム泉及び含鉄泉はその泉質と濃度によって減量し、又は希釈して飲用すること。
- ④以上のほか、飲用については次の諸点について注意すること。
 - ア 一般には食前30分ないし1時間がよい。
 - イ 含鉄泉、放射能泉及びヒ素又はヨウ素を含有する温泉は食後飲用する。含鉄泉飲用の直後は茶、コーヒーなどを飲まない。
 - ウ 夕食後から就寝前の飲用はなるべく避けることが望ましい。

（注1）この別表は、温泉法第14条による掲示に必要な参考資料となるものである。

（注2）この温泉を公共の浴用又は飲用に供するときは、温泉法第13条による知事の許可を必要とする。